

## ○大雪消防組合公印規程

（平成6年7月1日  
訓令第3号）

改正 平成19年2月26日訓令第2号 平成26年4月8日訓令第11号

（目的）

**第1条** この規程は、大雪消防組合の公印の保管、使用その他公印について必要な事項を定めることを目的とする。

（公印の種類及び保管者）

**第2条** 公印の種類、名称、寸法及び保管者は、次のとおりとする。

公印の種類	公 印 の 名 称	寸 法 (ミリメートル)	保 管 者	備 考
職印	大雪消防組合議会議長之印	18	庶務課長	
〃	〃 管理者之印	18	〃	
〃	〃	27	〃	表彰用
〃	〃	18	東消防署長	東消防署用
〃	〃	18	当麻消防署長	当麻消防署用
〃	〃	18	比布消防署長	比布消防署用
〃	〃	18	愛別消防署長	愛別消防署用
〃	〃 管理者職務代理者印	18	庶務課長	
〃	〃 監査委員之印	18	〃	
〃	〃 消防長之印	18	〃	
〃	〃 美瑛消防署長之印	18	美瑛消防署長	
〃	〃 東消防署長之印	18	東消防署長	
〃	〃 当麻消防署長之印	18	当麻消防署長	
〃	〃 比布消防署長之印	18	比布消防署長	
〃	〃 愛別消防署長之印	18	愛別消防署長	
〃	〃 会計管理者之印	18	会計管理者	
〃	〃 美瑛消防団長之印	18	美瑛消防署長	
〃	〃 東川 〃	18	東消防署長	
〃	〃 東神楽 〃	18	東消防署長	
〃	〃 当麻 〃	18	当麻消防署長	
〃	〃 比布 〃	18	比布消防署長	
〃	〃 愛別 〃	18	愛別消防署長	
〃	〃 出納員之印	18	出納員	東消防署用
〃	〃	18	出納員	当麻消防署用
〃	〃	18	出納員	比布消防署用
〃	〃	18	出納員	愛別消防署用

### 第3編 行政一般（大雪消防組合公印規程）

2 前項に掲げるもののほか、必要な公印を置くことができる。

（公印の管理）

**第3条** 公印の管理に関する事務は、庶務課長が総括する。

2 庶務課長は、別記様式第1号の公印台帳を備え、公印の新調、改刻、廃止その他必要事項を記載しなければならない。

**第4条** 公印は、常に確実に管理しなければならない。

2 公印は保管者の承認を受けた場合のほか保管場所以外に持出してはならない。

3 公印は勤務時間の内外を問わず、保管者が管理し、使用しない場合には指定の場所に納めて錠を施さなければならない。

（公印の新調及び改刻等）

**第5条** 公印の保管者は、公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、管理者の承認を受けなければならない。

2 公印の保管者は、公印を新調し、改刻し、又は廃止したときは当該公印の名称及び印影並びに使用開始又は廃止の期日等必要な事項を告示するものとする。

（公印事故の届出）

**第6条** 公印の保管者は、公印の盗難紛失の事故があった時は、直ちにその旨を管理者に届けなければならない。

（公印の使用）

**第7条** 公印を使用するときは、文章を原議又は証拠書類と照合審査し、相違のないことを確認して使用しなければならない。

2 公印を保管場所以外に持出して使用するときは、別記様式第2号の公印持出使用簿に必要事項を記載し、押印しなければならない。

3 公印の持出は、大雪消防組合職員でなければならない。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成19年2月26日訓令第2号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年4月8日訓令第11号）

この規程は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

第3編 行政一般（大雪消防組合公印規程）

別記様式第1号(第3条関係)

印影	名称	保管者職氏名	使用開始 年 月 日	廃止 年 月 日	廃止理由	備考

別記様式第2号(第7条関係)

管 理 者		主 監		消 防 長		庶 務 課 長		合 議	
使用印	持ち出し 年月日 返納	使用の内容	持出者印	備 考					
	持出年月日 年 月 日			返納の確認印					
	返納年月日 年 月 日								